

記入例

本申請書をご提出される日（申込日）
をご記入ください。 20 年 月 日

A3サイズで印刷の上、必要事項をご記入ください。

系統連系工事着工申込書【未稼働案件用】

四国電力送配電株式会社 御中

当社との現在のご契約内容（当社から送付しているご契約に係る書面に記載の発電事業者さま）をご記入ください。

<発電事業者>

住所	香川県高松市丸の内2番5号
事業者名	丸の内太陽光株式会社

未稼働案件用

<対象設備>

FIT 認定設備 I D	A123456G39
FIT 認定発電出力 (kW)	250kW
設備の所在地	香川県高松市室新町973-1

国の認定通知書に記載の内容をご記入ください。

<本申込に係る連絡先>

法人等名称	丸の内太陽光株式会社
郵便番号	〒760-8610
住所	香川県高松市丸の内2番5号
ご担当者名	業務部 業務課 四電 太郎
電話番号	087-123-1234
メールアドレス	marunouti@yonden.co.jp

連絡先をご記入ください。
※ 当該連絡先住所宛に受領日に記載した書面を郵送いたしますので、郵便物が届く住所をご記入ください。また、本申込書の内容について、当社からお電話にて確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号をご記入下さい。

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、チェックボックスに☑（チェック）を入れてください。

- 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である
- 本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている
- 本件対象設備に係る事業は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発の許可が必要である

※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入ください。

該当する場合はチェックを入れてください。
※ ご不明な場合は国にご確認ください。

左記の発電事業者（「以下、甲」）は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、四国電力送配電株式会社（「以下、乙」）に対し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号「以下、再エネ特措法」）第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の着工を申し込みます。

【申込要件】

- 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更（農振除外）または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
- 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告
- 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可
- 本申込時点において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定（準用される場合を含む）に基づき再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）附則第6条第2項に規定する事業計画書（みなし認定の事業計画書）を経済産業大臣に提出済みであること
- 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

工事費負担金のお支払いは申込要件となっております。工事費負担金のお支払いが完了していない場合は、お支払い完了後にご提出ください。

【同意事項】

- 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第10条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- 上記aまたはbに基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超える等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上

以下には記載しないようお願いいたします。

【乙使用欄】

本申込書の受領日 : 20 年 月 日

本申込書の写しに当社が受領日等を記入して返送いたしますので、返信用封筒（切手貼付済・宛先記載済のもの）を同封ください。

系統連系開始予定日 : 20 年 月 日 □ 後日ご連絡いたします

※上記の「系統連系開始予定日」は本申込書受領の時点で当社が供給工事に着手した場合に予定する連系日を記載しております。このため、今後の系統状況の変化や他の発電設備等の連系に係る工事の状況等により実際の連系日は上記の系統連系開始予定日と異なる場合がございます。（実際の連系日は別途調整させていただきます。）

(扱い者)

四国電力送配電株式会社